

空家等の適正な管理の推進に関する協定書

柏市（以下「甲」という。）と、公益社団法人柏市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力をし、市内の空家等の管理の適正化を進めることにより、空家等が特定空家等になることを防止し、良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等

市内に所在する国又は地方公共団体が所有し、又は管理していない建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(3) 所有者等

空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

(1) 甲は、市内にある空家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、乙が行う空家管理業務を紹介するものとする。

(2) 甲は、広報、市ホームページその他の方法により、乙が行う前号の業務のPRに努めるものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

(1) 除草

(2) 清掃

(3) 植木の剪定、枝下ろし等

(4) その他、乙が受託できる一般作業、一般管理

2 乙は、甲に対し、空家等が特定空家等であると疑うに足りる事実があるときは、その情報を提供するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。また、期間途中でこの協定を解除する場合は、解除の日から1か月前までに申し出を行うものとする。

（秘密保持）

第6条 乙は、この業務を通じて知り得た個人情報について法令に則り、適切に管理しなければならない。

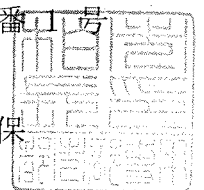
（疑義の決定等）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年 5月 11日

千葉県柏市柏五丁目10番1号  
甲 柏市  
柏市長 秋山 浩 保



千葉県柏市柏255番地  
乙 公益社団法人柏市シルバー人材センター  
会長 谷口 義 貞

